

令和8年度
総社市市民提案型事業
実施事業応募要領

あなたの「まちづくり」を応援します！！



総社市市民提案型事業審議会

目次

	ページ
1 はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2 応募できる団体・・・・・・・・・・	2～3
3 募集テーマ・・・・・・・・・・	4
4 対象事業の要件・・・・・・・・・・	5
5 補助の対象にならない事業・・・・・・・・	5
6 対象事業の区分と補助率・・・・・・・・	6
7 補助の対象になる事業費・・・・・・・・	6
8 補助の対象にならない事業費・・・・・・・・	7
9 応募に必要な書類・・・・・・・・・・	7～8
10 応募方法・・・・・・・・・・	8
11 事前説明会・・・・・・・・・・	9
12 審査方法・・・・・・・・・・	9
13 審査基準・・・・・・・・・・	10
14 補助金の交付について・・・・・・・・	10
15 事業の進め方・・・・・・・・・・	10
16 事業の周知・・・・・・・・・・	11
17 事業終了後の手続き等・・・・・・・・	11
18 活動発表・・・・・・・・・・	12
19 情報公開・・・・・・・・・・	12
20 関係書類の整理・保管・・・・・・・・	12
21 事業の流れ・・・・・・・・・・	13

【資料】

Q & A・・・・・・・・・・	14～19
応募書類の記入例・・・・・・・・	20～30
実績報告書様式・・・・・・・・	31～33
令和7年度採択事業紹介・・・・・・・・	34～41

この補助事業は、総社市議会における令和8年度当初予算の
成立を条件とするものです。

市民提案型事業は

✦ **初めの一步を応援！**

✦ **今の挑戦をサポート！**

自立した持続可能なまちづくりを目指す！

1 はじめに

人口減少・少子高齢化・ライフスタイルの変化などにより、価値観やニーズの多様化が進み、地域には様々な課題が発生しています。これらの課題解決のために、行政の取組とあわせて、**市民活動団体等** ※¹ が行政と連携・協力しながら行う「協働のまちづくり」がこれまで以上に必要となります。

総社市では、平成26年度から、効果的な地域課題の解決や市民活動の活性化を目的として、市民活動団体等が地域課題の解決等に向けて、自主的、主体的に企画立案、実施する**公益性のある事業** ※² について補助金を交付する「市民提案型事業」を設けています。

この補助金は、地域の課題解決や魅力づくりにつながる活動の「**初めの一步**」や「すでに取り組んでいる活動のより一層の**充実・発展**」を**応援**します。

将来的には**団体が自立して**事業を継続できるような運営体制を築いてもらいます。

これによってまちづくりを**市民主体で進めていくための「公共の担い手」**を創出し、**官民協働の推進**を目指しています。

※1【市民活動団体等】

特定非営利活動法人(NPO 法人)、ボランティア団体、学生団体、地域自治組織、その他まちづくり・地域づくり活動に取り組んでいる団体。

※2【公益性のある事業】

市民活動団体等が自主的に公益(不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与すること。)に貢献する活動で、地域課題の解決や改善に向け、営利を主たる目的としない事業。

2 応募できる団体

団体の部門は2部門あり、【一般部門】と【ジュニア部門】です。

ジュニア部門は令和7年度から新しく設けた部門で、中学生・高校生が対象です。

次の要件を満たす団体は、事業に応募することができます。

「団体」は法人、自治会、任意のグループなどで、形は問いません。

【一般部門】 右記の1～5の要件をすべて満たし、かつ次の要件を満たすことを条件とします。 ・5人以上で構成されていること。 ・実施する事業が令和9年3月末日までに完了すること。	
【ジュニア部門】 右記の①～⑤の要件をすべて満たし、かつ次の要件をみたすことを条件とします。 ・事業を実施する構成員が18歳以下の者のみで、かつ、3人以上で構成されていること。 ただし、事業実施年度の前年度の3月31日現在において12歳以上17歳以下の者であること。 ・事業を実施する構成員とは別に18歳以上の代表者(保護者等)を置くこと。 ・実施する事業が令和8年9月末日までに完了すること。	① 総社市内で事業を実施可能で、かつ、事業を完遂する見込みがあること。 ② 代表者が明らかであること。 ③ 営利のみを目的としないこと。 ④ 政治的活動や宗教上の教義を広める活動を主たる目的としていないこと。 ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又はその構成員の統制下にある団体ではないこと。

なお、年度内の提案は1団体につき原則として1事業までであり、

同一補助事業への補助金の交付は、5回を限度とします。

ジュニア部門 とは？

18歳以下の若い世代の団体が**主体**となって
企画・立案, 実施する**公益性**のある活動を対象とします。

令和7年度から、新たにジュニア部門を設けて、若者のチャレンジを支援しています。

地域づくりを担う人材育成と若者の地域活動への定着を目指します！

若い皆様の自由な発想で、地域課題の解決や魅力的なまちづくりをしていきましょう！！



3 募集テーマ

市民活動団体等が**総社市内で自発的かつ自立的に**実施する活動で

公益性がある活動を対象としています。

募集テーマは特に指定していません。

皆様の自由な発想と行動力を活かし、地域課題の解決や魅力的なまちづくりを行うための提案をお待ちしております。

～例えばどんな事業があるの？～

- 人口減少社会へ対応するための移住促進や関係人口の増加につながる事業
- 地域の防災意識を高めるための事業
- 地域の交流のためのイベントを実施する事業
- 地域の文化、歴史を保存し、発信していく事業
- 地域の伝統行事を後世へ継承させるために、PRしていく事業
- 多文化共生を推進する事業
- 子育てに関する知識を深めるための講演会やワークショップを開催する事業

～ 過去にはどんな事業が採択されたの？ ～

☐ 総社市公式ホームページ>くらし・防災・環境>協働>市民提案型事業

過去の採択団体一覧や、事業実施報告などが見られます！！



令和7年度の採択事業は
34～41 ページにも載せているよ！



4 対象事業の要件

次に掲げる要件を満たすものが補助の対象になります。

- (1) 申込団体が自発的かつ自立的に実施する総社市内の公益活動
- (2) 総社市の地域課題の解決や改善につながる事業
- (3) 次の要件をすべて満たすもの。
 - ① 申込団体が実施主体となる事業
 - ② 当該年度内に実施する事業
 - ③ 同一年度内に他の補助金等を受けていない事業
 - ④ 原則として総社市内で実施する事業

利益が発生した場合は、地域への還元を行うこと。

5 補助の対象にならない事業

営利のみを目的とした事業	「公益的」な事業が対象です。 ただし、団体が活動を継続していくために、必要な経費を賄う利益収入は認めます。
特定の個人や団体のみが利益を受ける事業	
宗教、政治、選挙活動に関する事業	
施設等の建設又は整備を主たる目的とする事業	事業には継続性や発展性が求められます。
法・条例等に違反する事業	事業に対する補助金は、市民の皆様の税金で賄われます。 法・条例等に違反するものや公共の秩序を乱すものは当然に対象になりません。
公序良俗に反する事業	
実施主体が個人である事業	団体が実施主体となることが必須要件です。

次のいずれかに該当すると認められた場合は、交付決定を取り消し、または補助内容を変更して補助金を一部又は全額返還していただきます。

- (1) 必要な届出・報告を怠ったり、虚偽の届出・報告をしたとき
- (2) 補助金を交付目的以外に使用したとき
- (3) 対象となる団体の要件を満たさなくなったとき
- (4) 交付した補助金に残金が生じたとき

6 対象事業の区分と補助率

部門	補助金額・補助率
一般部門	【補助金額】 上限50万円(千円未満は切り捨て) 【補 助 率】 補助対象事業費の10分の10以内
ジュニア部門	【補助金額】 上限10万円(千円未満は切り捨て) 【補 助 率】 補助対象事業費の10分の10以内

7 補助の対象になる事業費

対象となる事業費は、事業実施に直接必要と認められる経費です。
(交付決定日～事業終了日までに支払った経費に限ります。)

項 目	対象となる事業費の例
報 償 費	外部の講師・指導者等への謝礼
人 件 費	アルバイト, 事務担当者等のスタッフの経費 ※補助金額の3割以内
旅 費	外部の講師・指導者等の活動場所までの交通費や宿泊費の実費 構成員の視察等に必要な交通費や宿泊費の実費 ※日時・交通機関・経路・運賃等を明確にしてください 上限 宿泊費 13,000 円/日
消 耗 品 費	事務用品・用紙等1点1万円未満の物品の購入代
原 材 料 費	材料・資材の購入代
食 糧 費	お茶代(会議, 事業実施に必要不可欠と認められるもの。), 講師の弁当, ワークショップでの茶菓子
印 刷 製 本 費	チラシ, ポスター, パンフレット, 看板等の作成費用, 資料印刷代
燃 料 費	灯油代, ガソリン代
光 熱 水 費	電気, ガス, 水道料金
通 信 運 搬 費	郵便代, 送料
手 数 料	口座振込手数料, クリーニング代
保 険 料	事業実施に伴い加入する保険料(ボランティア保険等)
使用料・賃借料	会議・イベントで使用する施設使用料, 物品の賃借料 ※施設使用料については, 事前に各施設へ御確認ください。
委 託 料	専門知識・技術を要する業務の委託費用
備 品 購 入 費	事務用器具等1万円以上の物品 ※補助金額の3割以内
そ の 他 経 費	その他活動に必要と認められる経費

8 補助の対象にならない事業費

次のような事業費は対象となりません(一例です。)

- ・参加者のお弁当などの食糧費(6-2「食糧費」で定められたものを除く。), 記念品代, 土産代
※参加者の適正な実費負担が原則
- ・団体の経常的な運営に要する経費
- ・団体の構成員に対する賃金(6-2「人件費」事務担当者等のスタッフの経費を除く。)
謝礼・弁当代
- ・事業実施期間外に支払った経費
- ・使途や支払い年月日が不明なもの
- ・団体が支払ったことが確認できない経費

9 応募に必要な書類

次の書類に必要な事項を記入の上, 募集期間内に必要書類を提出してください。

書類はパソコンで作成してください。

部門	提出書類
一般部門	(1) 事業申込書(一般部門) (2) 事業計画書 (3) 収支予算書 (4) 団体概要書(一般部門) (5) 資格要件に関する誓約書(一般部門) } 所定の様式 (6) 団体の定款, 規約, 会則またはこれに代わるもの(任意様式) (7) 団体の会員名簿及び役員名簿(任意様式) (8) 申込団体の前年度活動報告書及び決算書(任意様式) (9) その他, 活動概要がわかる資料(チラシ・新聞記事等) ※(6)～(9)は必須ではありませんが, 可能な範囲で用意してください。
ジュニア部門	(1) 事業申込書(ジュニア部門) (2) 事業計画書 (3) 収支予算書 (4) 団体概要書(ジュニア部門) (5) 資格要件に関する誓約書(ジュニア部門) } 所定の様式 (6) その他, 活動概要がわかる資料(チラシ等) ※(6)は必須ではありませんが, 可能な範囲で用意してください。

様式ダウンロード先



☐総社市公式ホームページ>お役立ち情報 申請書ダウンロード>
まちづくり>総社市市民提案型事業 申込書

10 応募方法

【募集期間】

令和7年11月10日(月)午前8時30分

～令和7年12月24日(水)午後5時15分

【応募先】

総社市役所 あたたか市民部 人権・まちづくり課（市役所3階）

（郵送の場合は、当日消印有効）土日祝または午前8時30分以前・午後5時15分以降は、
宿直窓口（市役所南側通用口）を御利用ください。

ただし、**最終日12月24日(水)は、午後5時15分で締め切り**とします。

メールでの提出は、下記問い合わせ先のアドレスにお送りください。

【問合せ先】

総社市役所 あたたか市民部 人権・まちづくり課

TEL:0866-92-8242

E-mail:jinken-machi@city.soja.okayama.jp

1 1 事前説明会

次のとおり本事業の説明会を実施します。

【日程】

・第1回 令和7年11月6日(木) 午後7時から

・第2回 令和7年11月7日(金) 午後3時から

【場所】

総社市役所 6階 602会議室

※どちらか都合の良い日に御参加ください。

※後日、総社市公式ホームページに応募要領の解説動画を載せる予定です。

1 2 審査方法

事業の審査は、市民提案型事業審議会(以下「審議会」とする。)において行います。

(1)一次審査(書類審査)

申込団体について、事業計画書等の内容及び事業担当課の意見を参考に、審議会が審査を行います。一次審査の結果は提案団体の代表者に通知します。

(2)二次審査(プレゼンテーション審査)

提案団体が事業内容のプレゼンテーション(公開)を行い、審議会との質疑応答を行います。

プレゼンテーションでは、計画、企画案、見積もり、実績見込を説明してください。

プレゼンテーションを行わない場合は、取り下げとみなします。

(3)採択事業の決定

審議会は審査基準に基づき、一次審査・二次審査の結果を踏まえて選考します。

審議会の選考結果を基に、市長が採択の可否を決定し通知します。

※申込団体の利害関係者に該当する委員は、該当する団体の審査を行いません。

※二次審査の選考結果は、補助金の交付を約束するものではありません。

1 3 審査基準

次の審査項目に基づいて審査します。

審査項目	
公益性	制度の目的に合致し、事業の成果は多くの市民の利益につながるものか
合理性	課題を解決する手法として合理的か
事業の適格性	予算の積算が適切で、課題が市民のニーズに沿ったものか、対象が限定的でないか
先進性・先駆性	発想や着眼点に先駆性や独創性が感じられるか
協働性	多様な担い手との連携が十分図れているか
継続性・発展性	事業の継続や新たな展開への発展が期待できるか
自発性	自発的に事業に取り組む姿勢や意欲が感じられるか
実現性	事業が着実に実行できる計画や組織が認められるか

1 4 補助金の交付について

補助金の交付が決定した団体には、概算で10割の補助金を振り込むことができます。
交付決定した団体で、概算払を希望する場合は、団体名義の口座を御用意ください。
団体名義の口座が用意できない場合は、代表者の個人口座でも構いませんが、委任状が必要になるため、事前に入権・まちづくり課に御相談ください。

1 5 事業の進め方

補助金の交付が決定した団体には、交付決定金額に基づいて補助事業を実施していただき、終了後には事業報告書類(事業内容及び収支精算)を提出していただきます。

一般部門は、事業期間内に中間報告をしていただきます。円滑な事業実施のため、進捗について報告する中間報告会を開催します。

事業内容等に変更が生じる場合は、
速やかに「補助金交付変更・中止(廃止)承認申請書」を
入権・まちづくり課へ提出してください。

16 事業の周知

事業を広く市民に周知するために御協力ください。

イベントや講演会などのチラシ等を作成される場合は、

「令和8年度 総社市市民提案型事業」と明記してください。

市の広報紙等に掲載するため、事業に関する原稿の寄稿をお願いすることがあります。

また、事業内容をまとめた展示物の作成をお願いし、市役所に掲示します。

17 事業終了後の手続き等

補助対象事業が終了した時は、提出期限までに以下の書類を提出してください。

(1) 提出書類

- ①総社市市民提案型事業実績報告書(様式第5号)
- ②事業報告書
- ③収支精算書
- ④補助対象事業費に係る領収書の写し
- ⑤実施状況の写真
- ⑥その他参考となる資料(ポスター, チラシ, 資料等の補助金で制作した成果品)

(2) 提出期限

部門	実績報告書等提出期限
一般部門	事業完了後30日以内又は 令和9年3月31日(水)のいずれか早い日まで
ジュニア部門	事業完了後30日以内又は 令和8年9月30日(水)のいずれか早い日まで

(3) 補助金額の確定

- ①提出された実績報告に関する書類を基に、事業が適正に行われたか、対象経費の支出は適正かなどを審査し、補助金の額を確定します。
- ②確定した補助金額は、文書で通知します。

既に交付している補助金額が

確定額を超えている場合は、差額を返還していただきます。

18 活動発表

事業の成果を広く市民の方々に周知するとともに、補助事業の成果を客観的に評価し、継続の可否を審査することを目的に、事業報告会を開催します。
その他、本事業周知のため、展示物の作成などの協力をお願いすることがあります。

19 情報公開

提出書類等は個人情報に関する部分を除き、情報公開の対象となります。また、二次審査のプレゼンテーション、中間報告会及び事業報告会は原則公開で実施するとともに、提出資料を資料として配布します。

提出物は著作権や肖像権に配慮し、あらかじめ関係者に許可を取るなど、団体の責任を持って対応してください。

20 関係書類の整理・保管

対象事業に関する収入及び支出を明らかにした帳簿、その証拠書類等(領収書等)は整理し、いつでも見られるようにしておいてください。

帳簿・証拠書類等は、事業終了後5年間は保管してください。

(例:令和8年度に実施する事業は、令和14年3月末までは保管)

21 事業の流れ

スケジュール	一般部門	ジュニア部門	内容
令和7年 11月	説明会		応募希望団体を対象に説明会を実施 ・令和7年11月6日（木） ・令和7年11月7日（金）
12月	公募		公募期間 令和7年11月10日（月） ～令和7年12月24日（水）
令和8年 1月	【上旬】	ヒアリング	人権・まちづくり課によるヒアリングを実施 審議会において書類審査を実施
	【下旬】	一次審査	
2月	【中旬～下旬】	二次審査	プレゼンテーション（公開）を実施
3月	【上旬】	採択決定	審査結果を踏まえて、補助事業採択の可否、 補助予定額を決定し、通知 補助金交付申請書に必要書類を添付し、 人権・まちづくり課に提出してください。
		交付申請	
4月	交付決定⇒事業開始		申請書に基づき、交付決定。 事業を開始してください。 概算払を希望する団体には、概算で10割の 補助金を交付することができます。
	補助金の請求・交付		
5月	事業実施		事業内容に変更がある場合は、変更申請が必要 事業の実施期間 【一般部門】 令和9年3月31日まで 【ジュニア部門】 令和8年9月30日まで
6月			
7月			
8月			
9月	事業実施	実績報告	<中間報告> 中間報告会（公開）を実施 <展示物の作成> 事業の成果の周知・事業の広報のために展示物 （模造紙）を作成し、展示します。 <実績報告> 実績報告書に必要書類を添付し、 人権・まちづくり課に提出してください。 <補助金の請求・交付> 補助金額を確定し、補助金の精算を行う <事業報告> 実施事業の内容や成果・問題点などの報告会 （公開）を実施
10月	中間報告 展示物（模造紙）作成	補助金の請求・交付 事業報告 展示物（模造紙）作成	
	事業実施		
11月			
12月			
令和9年 1月			
2月			
3月	実績報告		
4月	補助金の請求・交付		
5月	事業報告		

令和 8 年度

総社市市民提案型事業

Q & A

市民提案型事業って
どんな事業かな？



1 応募について

Q1 市民活動団体等とはどのような団体？

- A. 特定非営利活動法人(NPO 法人)、ボランティア団体、学生団体、地域自治組織(町内会等)、その他まちづくり・地域づくり活動に取り組んでいる団体です。

Q2 ジュニア部門の対象は？

- A. 18歳以下の方のみで、3人以上で構成されている団体が対象です。
なお、事業実施年度中に12歳以上18歳以下であることが条件です。
また、事業を実施する構成員とは別に18歳以上の代表者を置いてください。

Q3 公益性のある事業とはどのような事業？

- A. 市民活動団体等が自主的に公益(不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与すること。)に貢献する活動で、地域課題の解決や改善に向け、営利を主たる目的としない事業です。

2 交付条件

Q4 団体構成員は総社市民でないといけない？

- A. 総社市内で事業を実施可能で、かつ、事業を完遂する見込みがあれば、総社市民でなくても応募できます。

Q5 他の補助金も同時に受けてもいい？

- A. 同一年度内に他の補助金(国や県など)を受ける場合、本補助金の交付を受けることはできません。
ただし、市民提案型事業に応募する事業とは全く異なる事業で、経費の切り分けが可能な場合は、団体として他の補助金を受けていても問題ありません。その際は、事前に人権・まちづくり課まで御相談ください。

Q 6 必ず上限額の予算で申請しなくてはならない？

- A. 補助金額の上限は、一般部門は50万円、ジュニア部門は10万円ですが、必ずしも上限額で申請する必要はありません。
補助対象事業費(千円未満は切り捨て)の金額で申請してください。

Q 7 補助金は最大何年まで受けられる？

- A. 同一事業への補助金の交付は最大5年間までとしています。
ただし、審査は毎年行うので、自動的に5年間の交付が約束されるわけではありません。

Q 8 古民家の改修も対象事業に当てはまりますか？

- A. 古民家の改修も対象事業に該当しますが、改修が目的ではなく、改修後にどのような活動を計画しているのか、それによってどのような地域貢献・活性化が見込まれるのかといった点が、審査の際に重要となります。

3 補助金について

Q 9 事業実施に向けて予め購入していた物品も補助の対象になる？

- A. 交付決定日以前に支払った経費については、補助の対象となりません。
領収書の日付には十分御注意ください。

Q 10 団体の構成員の昼食代は補助の対象となる？

- A. 団体の構成員の昼食代は、補助対象となりません。
ただし、外部講師やボランティアスタッフに対する軽微な昼食代は認められます。また、団体の構成員であっても、会議や野外作業の際のお茶代は補助対象となります。

Q 11 講師に謝金を支払うけど領収書をもらうの？

- A. 領収書をもらってください。
謝金の授受確認のために必要です。なお、団体の構成員が講師をする場合は、補助対象となりません。

Q12 物品の購入や業者委託は、総社市内の業者だけ？

A. 市内の業者に限定する必要はありません。

経費を抑えるためや商品の性質上、インターネット通販での購入になっても、問題ありません。

ただし、事業報告の際に領収書等の提出が必要となるので、各通販サイトで提示される領収書やページの画面を印刷するなどしてください。

Q13 1万円未満の机や椅子を購入する場合、備品購入費になる？

A. 1個あたりの単価が1万円未満であれば、消耗品費として計上してください。

備品購入費は補助金の3割以内(補助金50万円の場合は、15万円まで)という制限があるので注意してください。3割を超えてしまう場合は、団体から支出するかレンタルやリースなどで対応するようにお願いします。

4 申込書提出・審査について

Q14 申し込みに必要な書類は？

A. (1)事業申込書のほか、(2)事業計画書、(3)収支予算書、(4)団体概要書、(5)資格要件に関する誓約書の提出を求めています。その他、必須ではありませんが、提出を推奨する書類があります。審議会では、提出された書類をもとに一次審査を行います。

一般部門、ジュニア部門それぞれの提出書類の詳細は7ページを御覧ください。

Q15 申し込み時点では、物品や材料費など金額が確定していません。

収支予算書はどうしたらいい？

A. 備品の購入や委託料等に関しては、**予め見積もりをとって**収支予算書を作成してください。(見積書の提出までは求めています。)軽微な事務用品や材料費などに関しては、概算で積算した金額を予算書に記入していただければ大丈夫です。その際は、具体的にどのような商品を購入する予定かを内訳の欄に記入してください。

記入がない場合、提出後に事務局から聞き取りをする場合があります。

Q16 二次審査（プレゼンテーション）はパワーポイントの発表？

A. **発表方法は自由**です。パワーポイントでの発表だけでなく、模造紙に書いたものを準備したり、衣装を着て紹介したりと自由に発表していただいても大丈夫です。

Q17 採択される団体数は？

A. **令和8年度の予算の範囲内での採択**となりますので、団体数については決まっています。参考に、一般部門は令和5年度は11団体、令和6年度は10団体が採択されています。令和7年度は一般部門8団体、ジュニア部門3団体が採択されています。なお、ジュニア部門は令和7年度からの新設部門で、予算の範囲内で若干数の採択を想定しています。

Q18 申込書の提出は郵送やメールでも大丈夫？

A. **郵送やメール提出でも構いません。**

ただし、事業内容に関するヒアリングを行う予定としておりますので、その際は御協力をお願いします。

Q19 採択の結果はいつ？

A. **3月上旬頃には団体の皆様に採択の結果を通知**する予定です。

採択通知が届いた団体には、「補助金交付申請書」を提出していただきます。これに基づいて、交付決定となりますので、交付決定日以降に事業実施（物品の購入等）を開始してください。

5 採択後について

Q20 補助金はいつ振り込まれる？

A. **4月1日以降に、概算払請求書を提出していただければ、御指定の口座にお振込み**します。請求書の提出から概ね2週間程度で振り込まれます。
（請求日は「4月1日」以降となります。）

Q21 振込口座の名義人と団体の代表者が違っていい？

A. **団体の代表者から、口座の名義人への委任状があれば可能**です。基本的には、団体の代表者の口座へ振り込みさせていただきますが、委任状を書いただければ、別の口座の方へ振り込むことは可能です。

Q22 予算より経費がかかったら補助金額を増額してもらえる？

A. 事業を実施していくなかで、予算より経費がかかっても、補助金の増額はできません。

事業の予算を作成する際は、費用を十分に精査してください。

Q23 イベントなどの参加者に保険をかけないといけない？

A. 市民が参加するイベントやワークショップを実施する場合は、事故などの発生に備えて保険の加入を御検討ください。

Q24 年度途中で事業内容を変更したいけど、どうしたらいい？

A. 変更申請書を提出していただき、承認されれば事業を変更しても大丈夫です。イベント開催日の変更や規模縮小など、軽微な変更については変更申請書を出す必要がない場合もありますので、事前に人権・まちづくり課まで御相談ください。

Q25 補助対象事業費の中での費目間の流用は可能？

A. 予算で計上していた費目の中での少額の流用は可能です。元々予定していなかった物品の購入や委託料の発生などは、変更申請書の提出が必要となる場合がありますので、人権・まちづくり課まで御相談ください。

Q26 補助金を全て使い切っていないけど、どうしたらいい？

A. 変更申請書にて、補助金額の変更の手続きが必要となります。すでに、概算払で補助金を受領している場合は、返還の手続きが必要となります。詳しくは、人権・まちづくり課まで御相談ください。

Q27 総社の広報紙への掲載やポスターの掲示はお願いできる？

A. 可能です。市の広報紙へ事業の掲載を希望する場合は、人権・まちづくり課まで早めに御相談ください。掲載したい月の2ヶ月前の3日頃までに、原稿を寄稿する必要があります(例:11月号に掲載したい場合、9月3日頃までに寄稿をお願いします。)。ポスター等についても、スペースがあれば掲示可能です。お気軽に御相談ください。なお、本事業周知のため、各事業のチラシやポスター等には「令和8年度総社市市民提案型事業」と明記してください。

応募書類記入例 (一般部門)

令和7年11月20日

総社市長 様

団体名 多文化共生を推進する会

所在地 総社市中央1-1-1

代表者 職・氏名 代表 総社 太郎

電話番号 0866-92-8242

総社市市民提案型事業申込書 (一般部門)

令和8年度総社市市民提案型事業実施事業応募要領の規定により、次のとおり関係書類を添えて提案します。

記

事業年度	令和8年度
事業名	総社の多文化共生を推進しよう！
事業費総額	576,900円(支出予算額合計)
交付希望額 (補助対象事業費)	469,000円(1,000円未満切り捨て)
添付書類	(1)事業計画書 (2)収支予算書 (3)団体概要書 (4)資格要件に関する誓約書 (5)団体の定款、規約、会則 (6)団体の会員名簿及び役員名簿(任意様式) (7)申込団体の前年度活動報告書及び決算書(任意様式) (8)その他、活動概要がわかる資料(チラシ・新聞記事等) ※(5)～(8)は必須ではありませんが、可能な範囲で用意してください。 補助金の申請額を記載してください。 予算書の収入の部の【市民提案型事業補助金】と同額になります。 ※上限50万円

団体名	多文化共生を推進する会	
事業名	総社の多文化共生を推進しよう！	
事業の目的	・総社市在住外国人と日本人が交流できる機会を設けるだけでなく、同じ国籍の外国人同士の交流も深めていく。 ・言葉、文化の違いを互いに認め合い、支え合い、共存できる「多文化共生のまちづくり」に貢献する。	
事業の内容 (具体的に記入してください)	①国際交流イベントの開催 ・アジアフェスタ(7月頃)@カミガツジプラザ 映像によるアジア各国の紹介、ステージでの民族的な踊りや歌の披露、出席者が自由に参加できるその国の昔からのゲーム遊びなど。 ・ハロウィンパーティ(11月頃)@〇〇会館 総社市及び周辺に在住する各国の人々が集まり、参加型のワークショップ(お菓子作り・お飾りの作成)を通して憩いの場を設ける。 ・インターナショナル餅つき大会(1月頃)@公会堂前広場 外国人が多く住む町内会に協力してもらい、新年の餅つき大会を開催し、日本の文化を学ぶとともに、日本人と外国人の地域のつながりを深める。	
事業のスケジュール	時期(月)	活動実施内容
	5月～6月 7月 9月～10月 11月 12月 1月 3月	アジアフェスタの広報・準備(チラシ作成・会議開催) アジアフェスタの開催 ハロウィンパーティの広報・準備(チラシ作成・会議開催) ハロウィンパーティの開催 町内会との打合せ(2回程度実施) インターナショナル餅つき大会の開催 取りまとめ・報告書の作成
現状の認識と課題	総社市には令和7年4月1日時点で、1,947人の外国人が住んでおり、今後も増加していくことが見込まれているが、日本人と外国人が交流できる場があまりなく、異文化理解という面において、まだまだ意識啓発が足りないように思える。日本人にとって、外国人と交流することがとても敷居が高いものと考えられていることが課題であり、また、異国の地に来た外国人が、困ったことがあれば誰かに相談できるようなまちづくりが必要だと考える。	
事業実施により期待される成果	国籍・年齢・性別関係なく、誰でも参加できる国際交流イベントを開催し、多くの人の興味を引きつけるよう工夫すれば、国際交流・同胞交流の場となる。その交流がきっかけで、お互いに理解し合い、親交も深まり、日常生活などで支え合い、困ったときに助け合える仲間が増えることが期待できる。	

可能な限り具体的に記入してください。

バックデータを集めて数値化すると分かりやすいです。

(注)記入欄に書ききれない場合は、継紙を添付してください。

(一般部門)

収 支 予 算 書

1 収入の部

(単位:円)

項 目	予算額	内 訳
市民提案型事業補助金	①469,000	
団体負担金(例:会費等)	10,000	団体構成員 20 名×500 円(会費)
参加費	90,000	80 名×500 円×2 回+20 名×500 円(参加料)
売上高		
寄付金	7,900	協賛企業からの寄付金
合 計	②576,900	

(注)必要に応じて、項目や行の追加を行ってください。

2 支出の部

(単位:円)

項 目	予算額	補助対象事業費	内 訳(補助対象事業費分)
報償費	100,000	100,000	ステージイベント謝礼 10,000 円×5 団体×2 回
人件費	37,500	37,500	ボランティアスタッフ経費 500 円×5 時間×5 人×3 回
旅費	35,720	35,700	SP ゲスト交通費 (岡山ー東京)
消耗品費	50,000	50,000	事務用品(コピー用紙・インク・模造紙・マジックなど)お箸・紙コップ・紙皿
原材料費	50,000	50,000	衣装・装飾用(布・ボタンなど)
食糧費	100,000	3,000	会議お茶代 100 円×10 人×3 回
印刷製本費	15,000	15,000	チラシ印刷代 1,000 部
燃料費	6,000	6,000	発電機用燃料
光熱水費	1,500	1,500	公会堂水道代(餅つき大会)
通信運搬費	4,200	4,000	チラシ郵送料 84 円×50 枚
手数料	1,980	1,300	保険料振込手数料 660 円×3 回
保険料	15,000	15,000	イベント保険 5,000 円×3 回
使用料・賃借料	10,000	10,000	会場費 5,000 円×2 回
委託料	80,000	80,000	音響機器委託 40,000 円×2 回
備品購入費	60,000	60,000	屋台用テント 30,000 円×2 基
その他経費	10,000	0	町内会への土産代
合 計	②576,900	①469,000	

(注)項目によっては「補助金額の 3 割」など、金額の上限が決まっているものがあります。

(注)補助対象事業費は、1,000 円未満を切り捨てた数字を記載してください。

内訳は、金額の根拠が分かるようにできるだけ具体的に記入してください。

(一般部門)

団体概要書（一般部門）

団 体 名		多文化共生を推進する会		
主たる事務所の所在地		〒719-1192 総社市中央1-1-1	日中連絡が取りやすい 電話番号を記載してください。	
代表者氏名		総社 太郎		
連絡先	住所	〒719-1126 総社市総社〇〇番地		
	電話	0866-92-8242 ・ 090-☆☆☆☆-△△△△		
	F A X	0866-93-9479		
	E-mail	jinken-machi@city.soja.okayama.jp		
設 立 年 月		令和 6 年 4 月		
団 体 の 目 的		「国籍を越えた多文化共生のまちづくり」をキーワードに、多文化共生を推進し、「外国人市民との顔が見える関係づくり」を目指し、国際交流イベントを通じて聞こえてくる外国人市民の声を反映した特徴のある多文化共生事業を展開しています。		
主な活動実績		【令和7年度】 4月 多文化共生を推進する会を設立 5月 Facebook にてメンバーを募集 8月 多文化共生サマーフェスティバルの開催 カミガツジプラザにて「水遊び」をコンセプトとした国際交流イベントを開催した。		
構 成 員		20人(うち役員 5人)		
団体に対する補助金の有無		有 ・ ☒ (該当するものを○で囲んでください) (有の場合、具体的に)		

(注)記入欄に書ききれない場合は、継紙を添付してください。

(一般部門)

令和7年11月20日

総社市長 様

団体名 多文化共生を推進する会

所在地 総社市中央1-1-1

代表者 職・氏名 代表 総社 太郎

電話番号 0866-92-8242

資格要件に関する誓約書（一般部門）

当団体は、下記のすべてに該当します。

この誓約書が虚偽であり、またはこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 総社市内で事業を実施可能で、かつ、事業を完遂する見込みがあること。
- 2 5人以上で構成されていること。
- 3 代表者が明らかであること。
- 4 営利を目的としないこと。
- 5 政治活動や宗教上の教義を広める活動を主たる目的としていないこと。
- 6 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は、その構成員の統制下にある団体ではないこと。

応募書類記入例 (ジュニア部門)

令和7年11月25日

総社市長 様

団体名 そうじゃアート体験実行委員会

代表者住所 総社市中央1-1-1

代表者 職・氏名 代表 総社 太郎 (※18歳以上の方)

電話番号 0866-92-8242

総社市市民提案型事業申込書 (ジュニア部門)

令和8年度総社市市民提案型事業実施事業応募要領の規定により、次のとおり関係書類を添えて提案します。

記

事業年度	令和8年度
事業名	地域みんなでアートを楽しもう！！
事業費総額	118,000円(支出予算額合計)
交付希望額 (補助対象事業費)	98,000円(1,000円未満切り捨て)
添付書類	(1)事業計画書 (2)収支予算書 (3)団体概要書 (4)資格要件に関する誓約書 (5)その他、活動概要がわかる ※(5)は必須ではありませんが、可能な範囲で用意してください。 補助金の申請額を記載してください。 予算書の収入の部の【市民提案型事業補助金】と同額になります。 ※上限10万円

団体名	そうじゃアート体験実行委員会	
事業名	地域みんなでアートを楽しもう！！	
事業の目的	アート体験をするワークショップを通じて、表現する楽しさを体験してもらい、地域の子どもから高齢者までの幅広い世代が交流できる場を作り、地域を活気づけたい。また、地域の幅広い世代が交流することで、お互いのへの思いやりの心を育みたい。	
事業の内容 (具体的に記入してください)	① アートワークショップの開催(参加者 40 名程度) 場所：〇〇会館、参加費：500円 アートに関する技術的な手法、デザインなど外部講師の指導を受けながら開催する。参加者同士が交流できるように、幅広い世代を含めたグループに分けを行い、参加者みんなで作品を完成させてもらう。また、参加者の中からワークショップの運営ボランティアを募り、そうじゃアート体験実行委員会の構成員と協力してワークショップを盛り上げてもらう。 年齢、身体機能、障がいなどに考慮して道具を使えるように、絵具・クレヨン・色鉛筆、ペンなど多様なツールを準備する。 ② 事業の広報、参加者等の募集 地域にチラシを配布、SNSで情報発信 ③ 完成作品・事業紹介の展示 完成作品を見て楽しんでもらえるように、展示を行う。 参加者の充実感や交流の実感を得てもらうとともに、広く地域の方にこの取り組みを知ってもらう。	
事業のスケジュール	時期(月)	活動実施内容
	4月～5月 6月 7月 8月 9月	事業の広報・準備(チラシ作成・会議開催) 会議開催(運営ボランティアとの打ち合わせ) ワークショップ開催 アンケート実施・振り返り 作品展示・事業紹介 取りまとめ、報告書の作成
現状の認識と課題	高齢者の孤立や、子育て世代の孤立などが問題となっているなか、地域では周りに関わりたくても、関わるきっかけが持てない人たちがいることを知った。そこで、子どもから高齢者までの幅広い世代が楽しみながら参加できるイベントを開きたいと考えてこの事業を計画した。	
事業実施により期待される成果	ワークショップを通じて、幅広い世代が一緒になって作品を完成させ、自由に表現することを楽しんだり、幅広い世代が交流することで、生きがいや元気づくりに繋がる。 また、それぞれの世代の立場から、地域でのお互いを思いやる心が育まれ、地域内で困ったときに助け合う市民の関係づくりのきっかけとなる。	

可能な限り具体的に
記入してください。

(注)記入欄に書ききれない場合は、継紙を添付してください。

(ジュニア部門)

収 支 予 算 書

1 収入の部

(単位:円)

項 目	予算額	内 訳
市民提案型事業補助金	①98,000	
団体負担金(例:会費等)		
参加費	20,000	40名×500 円
売上高		
寄付金		
合 計	②118,000	

(注)必要に応じて、項目や行の追加を行ってください。

2 支出の部

(単位:円)

項 目	予算額	補助対象事業費	内 訳(補助対象事業費分)
報償費	10,000	10,000	講師謝礼
人件費			
旅費	1,500	1,500	講師交通費 (総社市ー岡山市)電車・バス運賃
消耗品費	4,500	4,500	事務用品(コピー用紙・インク・マジックなど), 紙コップ・紙皿
原材料費	55,000	45,000	画材道具(カンバス, 画用紙, 絵具, クレヨン, 色鉛筆など)
食糧費	22,000	12,000	会議お茶代 100 円× 5 人×2 回 100 円×15 人×2 回 講師お茶代・弁当代 1,000 円 ワークショップ茶菓子 7,000 円
印刷製本費	15,000	15,000	チラシ印刷代 1,000 部
燃料費			
光熱水費			
通信運搬費			
手数料			
保険料	5,000	5,000	イベント保険
使用料・賃借料	5,000	5,000	会場費
委託料			
備品購入費			
その他経費			
合 計	②118,000	①98,000	

内訳は、金額の根拠が分かるようにできるだけ具体的に記入してください。

(注)項目によっては「補助金額の 3 割」など、金額の上限が決まっているものがあります。

(注)補助対象事業費は、1,000 円未満を切り捨てた数字を記載してください。

(ジュニア部門)

団 体 概 要 書 (ジュニア部門)

団 体 名		そうじゃアート体験実行委員会	
代 表 者 氏 名		総社 太郎	
連 絡 先	住 所	〒719-1192 総社市中央1-1-1	
	電 話	0866-92-8242 ・ 090-☆☆☆☆-△△△△	
	F A X	0866-93-9479	
	E-mail	jinken-machi@city.soja.okayama.jp	
設 立 年 月		令和7年4月	
団 体 の 目 的		アート活動及び活動を通じて地域交流・世代間交流を図る。	
これまでの活動内容		令和7年度に放課後児童クラブでボランティア活動 小学生を対象にお絵描き教室 3回実施	
他の補助金の有無		有 ・ ☒ (該当するものを○で囲んでください) (有の場合, 具体的に)	

日中連絡が取りやすい
電話番号を記入してく
ださい。

裏面に団体の構成員について記入してください。 ⇒

○構成員名簿

氏名	住所	所属学校名	学年※	年齢※
総社 直太郎	総社市中央 1-1-1	〇〇〇高校	2	16
総社 花子	総社市〇〇〇	〇〇〇高校	2	16
鬼ノ城 太一	総社市〇〇〇	〇〇〇高校	2	16
国分寺 華子	総社市〇〇〇	〇〇〇高校	2	16
吉備路 道男	総社市〇〇〇	〇〇〇高校	2	16

学年・年齢は令和8年
4月1日時点のものを
記入してください。

※学年及び年齢は、事業を実施する年度の4月1日時点のものを御記入ください。

(注)記入欄に書ききれない場合は、継紙を添付してください。

(ジュニア部門)

令和7年11月25日

総社市長 様

団体名 そうじゃアート体験実行委員会

代表者住所 総社市中央1-1-1

代表者 職・氏名 代表 総社 太郎

電話番号 0866-92-8242

資格要件に関する誓約書（ジュニア部門）

当団体は、下記のすべてに該当します。

この誓約書が虚偽であり、またはこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 総社市内で事業を実施可能で、かつ、事業を完遂する見込みがあること。
- 2 3人以上で構成されていること。
- 3 代表者が明らかであること。
- 4 事業を実施する構成員とは別に18歳以上の代表者を置いていること。
- 5 営利を目的としないこと。
- 6 政治活動や宗教上の教義を広める活動を主たる目的としていないこと。
- 7 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は、その構成員の統制下にある団体ではないこと。

実績報告書 様式

年 月 日

総社市長 様

団体名

所在地（ジュニア部門は代表者住所）

代表者 職・氏名

電話番号

総社市市民提案型事業実績報告書

年 月 日付けで交付決定通知のあった総社市市民提案型事業補助金の補助事業が完了したので、総社市市民提案型事業補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

記

事業年度	年度
事業名	
交付決定金額	円(本補助金採択額)
事業費総額	円(支出決算額合計)
補助金額 (補助対象事業費)	円(1,000 円未満切り捨て)
添付書類	(1)事業報告書 (2)収支精算書 (3)補助対象事業費に係る請求書又は領収書の写し (4)実施状況の写真 (5)その他参考となる資料

(注)補助金額の欄は、交付決定金額と補助対象事業費を比べて額の少ない方を記入してください。

(注)添付書類のうち、「(3)補助対象事業費に係る請求書又は領収書の写し」については、内訳の分かるものを添付してください。

事業名		
実施期間	年 月 日～ 年 月 日	
事業の目的	※事業申込書に添付の事業計画書に記入した目的を記載してください。	
実施した事業の内容	申請内容を踏まえ、実施した内容を記入してください。	
実施した事業のスケジュール	時期(月)	活動実施内容
事業の成果	事業の効果や地域・参加者の反応などについて記入してください。	
自己評価	目標に対しての達成度	%
	(理由)	
今後の課題		

(注)記入欄に書ききれない場合は、継紙を添付してください。

実績報告書 様式

収支精算書

1 収入の部

(単位:円)

項 目	予算額	決算額	内 訳
市民提案型事業補助金			
団体負担金			
参加費			
売上高	応募時に作成 した予算額を 記入してくだ さい。	事業実施後の 決算額を記入 してください。	
寄付金			
合 計			

(注)必要に応じて、項目や行の追加を行ってください。

2 支出の部

(単位:円)

項 目	予算額	決算額	補助対象事業費	内 訳(補助対象事業費分)
報償費				
人件費				
旅費				
消耗品費				
原材料費				
食糧費				
印刷製本費				
燃料費				
光熱水費				
通信運搬費				
手数料				
保険料				
使用料・賃借料				
委託料				
備品購入費				
その他経費				
合 計				

内訳欄が足りない場合は、別紙を添付しても構いません。

(注)項目によっては「補助金額の3割以内」など、金額の上限が決まっているものがありますので、必ず対象年度の要領でお確かめください。

(注)該当しない項目については、「0(円)」と記載してください。

(注)記入欄に書ききれない場合は、継紙を添付してください。

(注)収支決算額に差額が生じる場合は、下記へ詳細を記入してください。

繰越金	(収入決算額)円 - (支出決算額)円 = (繰越額)円	繰越先
	円 - 円 = 円	へ繰越

交付した補助金に残金が生じたときは、後日返還していただきます。

令和7年度採択事業紹介

採択団体 11団体！！

(一般部門8団体, ジュニア部門3団体)

【一般部門】

1

「学校自主防災コンソーシアム Soja」推進事業	
実施団体	学校自主防災コンソーシアム Soja
事業概要	市内の中学校・義務教育学校, 高等学校, 大学が連携して立ち上げた防災組織「学校自主防災コンソーシアム Soja」の活動を推進し, 次世代リーダーの育成, 公助への支援等を行う。

2

交通事故0へ！ランバイクを活用した交通安全啓発事業	
実施団体	岡山ランバイク交通安全プロジェクト実行委員会
事業概要	ランバイクを活用し, 幼稚園・保育園・小学生の子どもたちに交通事故の情景や, ヘルメット等の保護具を正しく装着することの大切さを伝え, 総社市の交通事故0！子どもの死亡事故が無いまちづくりを目指す。

3

日本拳法交流推進合宿（岡山総社道場主催）	
実施団体	日本拳法岡山総社道場
事業概要	日本拳法を通じて子どもから大人まで礼節を学び, 個々の成長と協調性を培うと共に健康増進, 運動不足解消を図る。保護者と子どもが交流する機会を作り, 世代間交流・地域活性化を図る。

4

名勝豪溪の耕作放棄地を美化する事業	
実施団体	豪溪を守る会
事業概要	豪溪の放棄地整備と景観維持,「耐寒性バナナ」や花木,果樹等を植えて異国のムードを醸すなどの工夫を加え,豪溪の魅力向上を図る。

5

市民ライターと総社市の暮らしを伝えるPR事業	
実施団体	岡山経済新聞団
事業概要	市民ライターを養成し,総社市の発信者を増やす。主に総社市の生活(暮らし)にフォーカスした記事を中心に発信し,移住定住者の増加につなげる。

6

鬼ノ城のふところ『月の村』の村開き	
実施団体	月の村の会
事業概要	鬼ノ城周辺の里山風景を保全するとともに,新山歴史体験,森林整備,自然体験ワークショップを通して,郷土の自然環境に親しみながら学ぶ場として,「人と自然と社会がつながる場所づくり」を行う。

7

地域交流拠点「みなぎの里 大国屋」の交流事業	
実施団体	美袋駅前活性化委員会
事業概要	まちあるきマップの充実・まちあるきの実施,大国屋マルシェ・ギャラリーの充実を行い,住民や地区外の人との交流により,JR 美袋駅前に賑わいを再生して地域活性化を図る。

8

昭和地区でご縁づくり	
実施団体	おかやま昭和暮らしプロジェクト
事業概要	盆踊り, 復興祭, 昭和地区文化祭などのイベントを通して, 地域資源豊富な昭和地区の良さを知ってもらう機会を増やす。世代間交流や地域内外との交流を図り, 住んでみたいと思われるような地域を目指し, 交流人口の増加や移住定住につなげる。

【 ジュニア部門 】

1

地域ふれあいウォークラリー	
実施団体	令和7年度総社中学校生徒会
事業概要	小中学生や地域の方を主な対象として, 総社市にまつわるクイズに答えたり, ごみ拾いをしたりしながら総社中学校区を周るウォークラリーを実施する。環境美化や市の魅力発信, 世代間交流, 地域活性化を図る。

2

わくわくバンドふえすていばる	
実施団体	Free The First
事業概要	バンドを組みたいが実現できていない方に, バンド仲間の紹介, 演奏者の派出, 機材の貸出をしたり, ライブイベントを実施し, サポートを行う。ライブイベントでは楽器体験コーナーも設け, より多くの人に関心を持ってもらう機会を作る。市内のバンド活動の発展に貢献することを目指す。

3

そうじゃ！みんなで集まろう！！	
実施団体	SOJA実行委員会
事業概要	外国人住民と日本人住民が交流できる交流会を開催し, 互いを思いやり, 共に生活し, 互いの文化を理解することを目指す。多文化共生の実現につなげる。

実施団体の声



令和7年度採択団体の皆様の声を一部紹介します！

岡山ランバイク交通安全 プロジェクト実行委員会

❖事業名

交通事故0へ！ランバイクを活用した交通安全啓発事業

❖活動内容

交通安全体験会の実施

(農マル園芸吉備路農園，総社市立新本幼稚園内)

❖活動で得た成果

- ・子どもの交通安全について興味を持っている親御さんが思ったよりも多く，沢山の方にランバイクの有用性を理解してもらえた。
- ・体験会を実施することで団体員の経験を積むことができ，短期の目標である「団体員皆がそれぞれ体験会を開催できる実力をつける」ことが現実的になった。

❖市民提案型事業を活用してよかったこと

- ・個人で中々捻出することができない費用を補助していただくことで，スムーズに活動を開始することができた。

総社市の市民提案型事業ということで，イベント主催者や児童施設の関係者の方々への提案がスムーズに進みました。(信用していただけました。)

豪溪を守る会

❖事業名

名勝豪溪の耕作放棄地を美化する事業

❖活動内容

名勝豪溪の駐車場に隣接した耕作放棄地の田んぼを復旧し、総社市を代表する景勝地として恥ずかしくない状態に戻したいという、地元の住民の想いを形にしたいと「市民提案型事業」に応募しました。

1. 荒れ放題の耕作放棄地を、草刈り、耕耘、施肥等により、きれいな畑に生まれ変わらせた。
2. 4枚の小さな畑を、上からダイコン畑、お花畑、果樹園、トロピカル農園に改造した。
3. ダイコン畑は観光客に開放し、自分で抜いたら1本百円で販売したら大好評だった。
4. トロピカル農園には、最初はパパイアを植えた。見かけない植物なので、観光客の目を引いた。
5. 今年は、寒さに強いといわれているモンキーバナナとアケビバナナを植え付けた。身近では見かけない植物なので、観光客が目を見張るだろう。

❖活動で得た成果

私たちの活動は、名勝豪溪の美化活動なので、継続していくことこそがポイントだと思っています。

1. 総社市の「市民提案型事業」の活動を少しでも世の中に広めてゆければと思い、「市民提案型事業」と書いたのぼり旗を立てました。
2. 豪溪がきれいになって、地元住民からも感謝の声があります。また、池田小学校の児童が毎年11月に、ボランティアの清掃活動をしてくれています。豪溪を守る会が、そのご褒美として縄跳びやけん玉などを購入する費用を負担しています。
3. 毎年11月は、名称豪溪の観光シーズンであり、県内外から観光バスやマイカーで観光客が押し寄せます。駐車場から名勝地に向かう道すがら、きれいなお花畑やトロピカル農園の景色を目にした観光客は、きっと総社市の名勝地を記憶に刻んでくれることでしょう。そのことが、いろいろな形で有形無形に帰ってくるのではないのでしょうか。

❖市民提案型事業を活用してよかったこと

補助金の活用は、思い切った事業を推進する上では、なくてはならないことです。多分、自己資金程度では、見違える畑には到底できなかったでしょう。

審査員の先生方の、知見の広さから、思わぬアイデアをいただき、活動の幅が広がったことは多々あります。発表を通じて、審議会委員の先生方から頂いたアイデアが実を結び、事業推進を有効に進められました。



岡山経済新聞団

❖事業名

市民ライターと総社市の暮らしを伝える PR 事業

❖活動内容

市民ライターに、企画の立て方、文章の書き方、取材のやり方、写真の撮り方、SNS の発信についての5回の講義を受講してもらい、記事を総社市公式 note 「あなたにとって一番やさしいまち”そうじゃ”の地域づくり～岡山県総社市～」で発信する。

❖活動で得た成果

受講者は自らの興味関心を元に、総社を取材して発信するスキルとマインドを学ぶことができています。5回の講座は、ほとんどの時間をワークショップとして、自分で考え行動する力を身につけていく様子が分かる。

❖市民提案型事業を活用してよかったこと

総社公式 note を使用させていただいていること。
また取材相手の理解度が上がること。

総社を愛する人が集まってくれました。



ジュニア部門

令和7年度総社中学校生徒会

❖事業名

地域ふれあいウォークラリー

❖活動内容

地域住民を対象としたウォークラリーの開催
(ごみ拾いなどをしながら総社中学校区を回るウォークラリー)

❖活動で得た成果

総社中学校区にまつわるクイズで、総社のことを知ってもらうことができた。
違うグループと交流できるようにカード交換を追加した。
これにより異世代交流もすることができた。
また、ゴミ拾いを行ったことで地域の美化に繋がった。

❖市民提案型事業を活用してよかったこと

中学校の生徒会としての活動の幅が広がりました。
活動後に「楽しかった」といってくれる人が多くいました。



Free The First

❖事業名

わくわくバンドふえすていばる

❖活動内容

バンドを組んでみたいが、機材を持っていない、演奏に自信がない等の理由でバンドが組めない方を支援し、発表の場を設けた。

❖活動で得た成果

多くの方にバンド演奏の魅力を感じてもらえたと思う。
バンド活動に興味を持っていた人の最初の一步ともなれた。

❖市民提案型事業を活用してよかったこと

自分たちの手で地域のイベントを開く難しさや、やりがいを感じることができました。
市民提案事業を活用したことで、より地域に関心を持ち、もっと総社に貢献したいと考えました。

SOJA 実行委員会

❖事業名

そうじゃ！みんなで集まろう！！

❖活動内容

外国人住民と日本人住民が一緒にごみ拾いをしたり、交流できる交流会を開催する。

❖活動で得た成果

日本人と外国人、学生と社会人など、普段あまり出会わない人たちが一緒にごみ拾いやゲームをしながら自然に話ができ、多文化を知る楽しさや地域でつながる喜びを実感しました。言葉や文化の違いを超えて笑い合う場面があり、とても印象に残りました。

❖市民提案型事業を活用してよかったこと

高校生だけの実行委員でも安心して企画を進めることができました。チラシの印刷や会場の予約、ボランティア保険など、私たちだけでは負担が大きい部分をサポートしていただけたおかげで、参加者が安全に楽しめるイベントを作れました。

アイデアを形にして地域に貢献できたこと、自分たちの行動が誰かの笑顔につながることを実感できたのが一番嬉しかったです。今回の経験で得た企画力や人とのつながりは、これからの学校生活や将来の挑戦にも必ず活かせると思います。

